

【大会シンポジウム】 「自由と自由意志」

提題者:佐々木拓(金沢大学)
早川正祐(東京大学)
森村進(一橋大学)
司会:伊勢俊彦(立命館大学)
田坂さつき(立正大学)

趣意文

「自由」は、誰しも日常生活の中で何気なく用いている言葉であり、その意味するところについて改めて問い返されることもめったにないであろう。その一方、「自由」をめぐる哲学的議論においては、しばしば、「自由」のそもそもの捉え方がすれ違い、話が噛み合わない状況が見られる。本シンポジウムは、「自由」をめぐる哲学的議論に伴うこうした困難を踏まえながら、現代における人間と社会の状況において、「自由」を改めて問うことの意義を検討する試みである。

思想上、「自由」の問題に対しては、二つの異なった立場からのアプローチが行われてきたように見える。一つのアプローチは、自由を選択と行為の主体としての人間の特性を考える立場からのものであり、もう一つのアプローチは、自由を人間の置かれた社会的状況の問題としてとらえる立場からのものと特徴づけることができる。

前者の立場からのアプローチによれば、自由は、決定との対比によって特徴づけられる。それとともに、自由であることは、行為に対する責任を負う主体であることと条件ともされる。後者の立場からのアプローチにおいては、自由は、まずなによりも、他者による強制や政治的専制が存在しないこととして特徴づけられよう。

前者の見地を取ると、すでになされた行為に対する責任の帰属の問題が前面に出る。一方、後者の見方からは、これからなされる行為の開かれた可能性に焦点が当てられる。二つのアプローチは、このように、異なった方向に目を向けているため、それぞれの観点からの議論の間には、接点が生じにくかったと思われる。

とはいえ、すでになされた行為に対する責任の帰属についても、それが、他のようにも選択し行為できたという意味で、開かれた可能性を含意するのかが問題となる。また、他者による強制や政治的専制の不在は、これからなされる行為の自由の条件であるとともに、行為者がその行為に責任を負うと言える条件でもある。

本シンポジウムでは、自由の問題をめぐる現代的状況を視野に入れながら、これら二つの観点から、どのような展望が開けるかを検討し、たがいの接点を探ることを試みる。

これまでの社会理論の多くは、合理的で自律的な主体の自由で対等な関係という人間と社会のあり方を、半ば当然のごとく前提としてきた。自由と決定をめぐる理論的問題の考察においても、人間の限られた合理性や、社会的な状況による制約のもとでの選択が視野に入れられることはまれであったと言える。

しかし、行動経済学など人間の社会的行動についての最近の知見によれば、個人個人は、すべての選択肢を均等に考慮した上で、自らにとって最善のものを選ぶという意味で合理的であるわけでは、必ずしもない。個人の選択は、選択肢それぞ

れのその人にとっての望みさだけでなく、選択肢を提示するしかたによっても影響を受ける。選択肢の提示のしかたを操作することによって、個人個人の選択を選択肢を提示する側が望ましいと考える方向に誘導することは、ナッジと呼ばれる。こうして、形式上は個人の自由な選択を許しながら、一定の政策に従う方向に人々を誘導するリバタリアン・パターナリズムが可能になる。この場合、人々は、自らの選択が制約されているという意識のないまま、制約に従うことになる。

また、障害を持った子どもの出生を防ごうという優生学的な政策は、かつてはしばしば強制的な不妊や中絶という手段を用いて進められてきた。日本でも、旧優生保護法によるこうした処置による被害の救済は、現在進行中の課題となっている。

現今では、出生前診断等の技術の進歩により、障害をもった子どもの選択的中絶が可能となり、それは、個人個人の自由に委ねられているかのように見える。しかし、その選択は障害児・者や、その人々をケアする者が置かれる社会的状況の考慮に強く制約されている。この場合は、個人が困難な選択を迫られながら、全体としては、優生学的な政策が強制的に取られた場合と同様な結果を生む可能性がある。

このような状況において、開かれた可能性とはなんであり、自由に選択するとはいかなることか。また、選択した結果について責任を負うとはいかなることでありうるのか。これらの問いに対する応答のあり方と、問いのあいだの相互関係を検討したい。

「責任」帰属と他行為可能性

非難の哲学・倫理学からの分析

佐々木拓(金沢大学)

本発表で考察するのは自由と責任帰属の関係である。この関係は自由意志問題における中心的論争のひとつであり、自由意志実在論(リバタリアニズム)と両立論は他行為可能性が責任帰属に関わる自由に必要かについて争ってきた。しかし、発表者の私見では、「責任」概念の意味内容が曖昧なままに論争が展開されたために、対立する陣営の直観の衝突を解消し得ず、論争が行き詰まりを見せているように思われる。また、論争を通じてさまざまな理論的進展がありつつも、実際の責任帰属実践への適用は難しいのが現実である(佐々木 2013 参照)。このような背景のもと、本発表では近年注目を集めている「非難の哲学・倫理学」の諸理論のなかでも、発表者が「非難の関係性説」と呼ぶ立場に注目する。この立場の中心的論者であるT・スキャンロンは非難とサンクション(および刑罰)とを区別し、異なる帰属条件を設定する。本発表では彼の理論の考察を中心に、同じく関係性説をとるアンジェラ・スミス理論と対比させつつ、非難帰属において他行為可能性はどのような意味で捉えられるべきで、またどのような役割を果たすのかを考察する。

人が問題のある行為(もしくは善い行為)をし、その行為のために行為者に「責任を帰属する」と言う時、実際に帰属されるものは決して単一、一様なものではない。例えば、刑罰や道徳的サンクションといった過去指向的な責任の帰属とは別に、行為(行為者性)の帰属というものをわれわれは考えることができる。すなわち、その事象は(単なる出来事、行動とは区別された)「行為」であると判断するための条件を、われわれはサンクション帰属とは別個に考察することができる。

話を自由意志問題に移すなら、自由意志実在論と両立論が争っているのはおそらく罰やサンクションの帰属ではない。ここで「自由」の内容が争われるのは、行いが問題あるものだと認めたと上でなお、その行いは行為者のものではない、もしくは(それを行為と認めるとしても)それは非難可能(blameworthy)ではないと論じる余地があるためである。ホップズ-ヒューム流の古典的両立論が批判されるのは、欲求の充足(そして外的障害の不在)という単純な条件ではこれらの帰属に大きな問題が生じるためである。すなわち、動物など人間でないものにまで行為者性が帰属されてしまったり、重度の依存症者のように行為がコントロールできていないがゆえに非難に値しない(non-blameworthy)行為に対してまでサンクション帰属が正当化されてしまったりするためである。周知の通り、この問題を克服する形で2階の意欲説を展開したのがH・フランクファートである(彼は同時に「フランクファート型事例」を提案し、非難可能性を帰属するのに他行為可能性は不要であると主張する)。両立論の議論は、その後フィッシャーとラヴィッツァの提案する理由反応性説でひとまずの落ち着きを見せる。ここにきて、非難可能性の帰属について他行為可能性を主張する自由意志実在論と理由反応性説を主張する両立論という構図が出来上がる。

ところで、上記の論争では、問題ある行動の事実が認められ、非難可能性が帰属できるなら「責任」の帰属が正当化されるかのように議論されている節がある。しかしながら、責任の帰属を非難の帰属と捉えるなら、この思い込みがあまりにも単純であることがわかるだろう。というのは、非難の哲学・倫理学において

は、行動が問題あると判定され、行為者の側が非難に値する能力をもつと認められたとしても、非難が実際に正当化されるためには非難する側にも様々な条件が要請されるためである(その代表は非難適格条件と非偽善者条件である。佐々木 2017 参照)。加えて、非難の倫理学においては非難の帰属と罰の帰属とを区別する。ここに両者の帰属をめぐって異なる条件を検討する余地が生じるのである。

ここで非難と罰とを区別し、異なる帰属条件を設定するスキャンロンは、さらに非難をも二つの種類に分ける。彼は、関係者が相互に抱き合う意図と期待から関係を定義するのだが、その関係の修正を非難と捉える。その上で、関係(すなわち相互的な意図と期待)の修正にとどまる「弱い」非難と、例えば感情的な罵りを伴うような、対象に危害や不快さを与える「強い」非難とを彼は区別するのである(「強い」「弱い」の用語法は発表者による)。そして、道徳的サンクションとこれまで考えられてきたような強い非難は罰に準じ、行為者に他行為可能性があることが非難の必要条件とする一方で、弱い非難については理由反応性をもつ合理性のみで非難に足りると考えるのである(非難の条件は関係によって異なるが、ここでは道徳的非難を想定する)。

理由反応性に基づく両立論的な責任帰属は「浅薄な」責任としばしば批判されてきたが、スキャンロンは帰属条件の低さに対応して、帰属される「責任」の程度を弱めることでこの批判に対応していると言える。そして、このハードルをさらに下げる提案をしているのがスミスである。彼女は関係性説を土台にしつつ自身の非難の理論を構築しつつも(これは「抗議説」と呼ばれる)、「合理的関係説」という独自の責任帰属理論を提唱する。それは非難の帰属条件を「行為者自身の理性的反省の過程を通じて改訂もしくは変更される可能性」にまで引き下げると主張であり、これにより意図的な行為や態度だけでなく、無意識的に生じる感情や認知上のバイアスマでもが非難の対象となりうる。

本発表では、スキャンロンとスミスの理論を批判的に検討しつつ、非難帰属という実践に必要な他行為可能性とはどのようなもので、またその果たす役割はどこにあるのかを考察する。

参考文献

- Fischer, J. M. & Ravizza, M. 1998, *Responsibility and control: a theory of moral responsibility*. Cambridge University Press.
- Frankfurt, H. 1971, "Freedom of the Will and the Concept of a Person," *Journal of Philosophy*. LXVIII: 5-20.
- 佐々木拓. 2013, 「依存の責任論: ヤッフエの補償負担説と脳神経科学的依存理解」『倫理学年報』第62集: 239-253.
- 2017, 「非難の倫理学は何を説明しようとしているのか——BLAME: Its Nature and Norms サーベイ論文」『哲学・人間学論叢』第8号: 1-14.
- 2019, 「関係に基づく非難——スキャンロンの非難の関係性理論の検討」『倫理学年報』第68集: 233-247.
- Scanlon, T. 2008, *Moral Dimensions: Permissibility, Meaning, Blame*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Smith, Angela M. 2013, "Moral Blame and Moral Protest," in *BLAME: Its Nature and Norms*, (Coates, D. J. and Tognazzini, N. A. eds. 2013, Oxford University Press): 27-48.
- (2013), pp. 27-48.
- 2005, "Responsibility for Attitudes: Activity and Passivity in

Mental Life," *Ethics*, Vol. 115, pp. 236-271.

関係的な自律と二人称的な他者への依存

早川正祐(東京大学)

昨今の英語圏の倫理学においては、自律の関係的な性格を重視するアプローチが徐々に注目されるようになってきた。「関係的な自律論」と呼ばれるこの系譜は、おおよそ 2000 年代以降、フェミニスト倫理学者を中心に形成されてきた。極めて大まかに言えば、従来の自律論は、個人の独立性と他者からの不干渉を基調とする自己決定を核とする。それに対して関係的な自律論は、人間の傷つきやすさに着目し、一定の人間関係および社会的環境への依存を通して育まれるものとして自律を捉え直す。そこにおいては、自律と依存は、必ずしも相反するものではなく、連続的なものでもありえる。さらに、関係的な自律論は、依存というものを、他律の一形態としてではなく、むしろ自律の構成要件として大胆に捉え直す方向性を含んでおり、本発表もその方向性に与するものである。とりわけ本発表では、自律がはらむ依存的次元に関して、「二人称的な他者への依存を通しての自己の生成」という側面に注目する(この発想は Baier 1985 に負う)。そのうえで、いまだ十分に検討されていない「聞く」ということやそこに体现される「受容性」の働き(Hayakawa 2016)から、関係的な自律に要請される「二人称的な他者への依存」が、どのようなものであるのかを考察したい。

上記の考察を展開する際に、まず留意すべきは、自律と依存の一筋縄ではいかない関係だろう。すなわち、一方で、自律と依存を対極にあるものとする発想を避けながらも、他方で、両者を予定調和的なものとする発想も避ける必要がある。例えば、ある研究者の人生が、思慮と配慮を著しく欠いた指導教員に依存していることは、少なくとも「適切な自己理解に従い行為する」という意味での自律——さしあたり、そのように自律を粗く特徴づけておく——を深刻な仕方で阻む。「君はこんなこともわからないのか」「だから君は駄目なんだ」「本当に教養がないね」といった言動や眼差しに繰り返さらされることで、本人は、自分の判断・思考・感情・振る舞いの適切さに関して、自信を失ってしまふ。その結果、(上記の意味での)自律は妨げられる。また、生身の他者ではなく、社会的環境への依存も、私たちの自尊心と自信を蝕み、自律を不可能にする。例えばある女性は、「ケアは女性の役割」という価値観を具現化した社会システムに依存することを強いられる。そして、ダブルケアの問題に直面した際、生きがいにしてきた仕事を断念せざるをえなくなる。その場合、生きがいを奪われた本人は、自分の存在が社会から軽んじられていると感じるだろう。また、それだけではなく、その人は、そういった社会に張り巡らされた抑圧的な価値観に圧倒され、「女性にケアの責任を押し付けるべきではない」といった自らの声——またそれに関連する自らの判断・思考・感情・振る舞い——に自信を失ってしまふかもしれない。ここでもそういった社会システムへの依存度を低くすることが、自律にとって重要だろう。

このような仕方で抑圧的な人間関係や社会制度への依存は自律を阻む。したがって、「依存の数ある形態のうち、自律を促進し、その構成要件となるような依存とは何か」が問題になる。本発表では二人称的な他者への依存という観点からこの問題を考えていく。むろん、その観点に訴えても上記の問題が解決するわけではない。例えば二人称的な他者は、善意に基づく極めて巧みな仕方で、私たちを支配するかもしれない。また私

たちも二人称的な他者に同様な態度をとるかもしれない。しかし、本発表では、こういった二人称的な他者への依存に内在する困難さ・複雑さを考慮しつつも、なお二人称的な他者への依存が、一定の文脈の中で、自律の構成要件になっているケースが幅広く存在すると論じるつもりだ。

法における自由の意義

森村進(一橋大学)

・前置き

私はこの学会で特に「リバタリアン・パターナリズム」について話すように注文を受けたが、それだけでなくもっと論点を拡張して、法における自由の意義についても少し話したい。その理由は二つある。

第一に、私はリバタリアン・パターナリズムについてすでに「サンステーションとセイラーのリバタリアン・パターナリズム」(森村進『リバタリアンはこう考える』信山社・2013年に収録)という論文で書いたことがあって、その後も基本的に考えが変わっていないので、論文の内容を繰り返すだけでは意味が乏しいからだ。第二に、私は法哲学者として表題のテーマについていくらか興味深いことを言えるのではないかと希望するからだ。

最初に用語法について述べる。私がここで言う自由は主としてバーリンが「消極的自由」と呼んだ外部からの干渉の欠如のことであって、それ以外のさまざまな「自由」ではない。というのは、私もバーリンと同様、後者はむしろそれらの内容ごとに「自己支配」とか「自治」とかいった別の名前と呼ぶ方が議論が明快になると思うからだ。(憲法学でも「自由権」は「社会権」や「参政権」と区別されている。)

・法における自由

法制度の中で自由は――

①憲法・私法上のさまざまな自由権のように保護・促進されるべき対象

②民事・刑事的責任を負わせるために必要な条件
という、対立し兼ねない役割を果たしている。無論両者は関係があるが別々に取り上げる。

①について――自由はなぜ尊重されるべきか？ (1)本人、さらには社会全体にとっての善の実現のために有用な手段だ(だが例外もある。――「公共の福祉」のための制限とパターナリズム)。 (2)自由の行使はそれ自体に価値がある(卓越主義的リベラリズム?)。 (3)人々の権利の内容を確定するためには自由の観念に訴えかける必要がある(この意味での自由は事実的ではなく規範的概念。もし前者だと「自由保存の法則」があてはまる)。

②について――法的責任を負わせるためには道徳的責任(=非難可能性)が必要だという思想がある。刑法学では非難可能性は「他行可能性」を要請すると考えられていることが多いが、フランクファートの「選択可能性と道徳的責任」論文を考えると、責任にとって本人の自発性以上のものは不要ではないだろうか。(なお両立可能論者である私は、近年の脳科学の知見がかりに「自由意志による行為」の発想に疑いを投げかけるとしても、責任非難を廃する理由にはならないとも考える。)

・リバタリアン・パターナリズム(LP)を根拠とする、政府の公共政策

それが単にデフォルトの制度を定めるだけなら、オプト・アウトする権利を各人に認めているのだから、厳密には「パターナリズム」と言えない。たとえば契約法が(強行規定と対照される)任意規定を定めているからといって、契約の自由を制約していることにはならない。またLPは単純な強制よりも自由を尊重する。

一部の自由主義者はLPにも反対するが、彼らの見解は逆に「積極的な選択」を強制することになりかねない。そして人間が実際にさまざまな仕方でも不合理に行動するというのも行動経済学が示してきた事実だ。

だがLPが批判されるべき理由も十分考えられる。――①政策立案者の知識の欠如やバイアスに起因する福利の悪化。②自由の制限それ自体が悪い。③人は自己利益の実現以外のものを望むこともある。④政策目的が本人の利益以外のものかもしれない。⑤法の表出的機能が濫用される(非中立性)。⑥本質的にエリート主義だ。

また政府は自由放任策をとれるのだから、「ナッジは不可避」とも言えない。